

eスポーツを活用した誘客促進・魅力発信事業 業務委託募集要項

1 委託業務の趣旨

東三河県庁では、広域的な観光の推進について「東三河振興ビジョン 2030」の中で重点的な施策として位置づけ、地域と一体となって継続的かつ重点的に取り組んできました。これまで東三河地域で実施した調査や過去の誘客促進にかかる事業の実施結果を見ると、10代から30代を中心とした若年層の来訪者の割合が低いことが明らかになっています。そこで、東三河への来訪者の割合が低い若年層を呼び込みながら、東三河の魅力を発信することを目的として、2026年年の愛知・名古屋アジア競技大会の実施競技として注目が高まっている「eスポーツ」を活用した誘客促進・魅力発信イベント及びセミナーを開催します。

本業務にあたっては、豊富に蓄積している民間事業者のノウハウを活用することにより、質の高い事業展開が期待できると考えられるため、公募により企画提案を募集します。

※東三河地域…5市2町1村(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

2 委託業務の内容

別添1 「eスポーツを活用した誘客促進・魅力発信事業 業務委託基本仕様書」のとおり。

3 事業の委託について

(1) 委託の方法

事業実施にあたっての企画提案を公募で広く募り、最も優れた応募者を1者選定します。業務仕様及び契約金額を委託金限度額の範囲内で協議したうえで、紙の契約書又は電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）により、委託契約を締結します。協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとします。

(2) 委託金限度額

委託金額の上限は10,627,000円（消費税及び地方消費税込み）とします。

なお、契約保証金については、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第129条の2に基づき、契約金額の100分の10の金額とします。ただし、同規則第129条の3第3号に該当する場合は、契約保証金の全部を免除します。

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和8年12月28日（月）まで

4 応募及び説明会について

(1) 応募資格

応募の資格者は法人その他の団体とし、企画提案書の提出期限において、次の要件を全て満たす者とします。

- ア 「令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿」の「業務(大分類)03. 役務の提供等」・「営業種目(中分類)03. 映画等製作・広告・催事」に登録されている者であること。
- イ 財政的基礎が健全に確立されていること。
- ウ 本業務の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- エ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- カ 愛知県から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書の提出期限において受けていないこと。
- キ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- ク 国税及び地方税を滞納していないこと。

（2）説明会の開催

応募を希望される方を対象に、下記の説明会を開催します。

ア 開催日時

令和8年2月25日（水） 午後1時30分から午後2時15分まで

イ 開催場所

オンライン（Microsoft Teams）による。

ウ 参加申込方法

参加申込は下記のとおり電子メールで行います。

- ・ 電子メールのタイトルに「eスポーツを活用した誘客促進・魅力発信事業 説明会への参加」と記載します。
- ・ 本文中に1. 貴社（団体）名、2. 参加者氏名（2名まででお願いします。）、3. 連絡先（電話番号・メールアドレス）を記載します。
- ・ 送信期限は令和8年2月24日（火）正午までです。
- ・ 電子メールの宛先は<higashimikawa@pref.aichi.lg.jp>です。

（3）企画提案書の提出

当事業の受託を希望される方は、別添2「企画提案書記載要領」により作成し、持参、郵送（配達証明に限る）又は宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）により提出してください。

なお、企画提案書は1者1事業とします。

ア 提出書類

- (ア) eスポーツを活用した誘客促進・魅力発信事業 企画提案書表紙(様式1)
- (イ) 業務実施体制（様式2）
- (ウ) 企画提案（様式3）

- (エ) 事業費積算書（任意様式）
- (オ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）
- (カ) 誓約書（様式5）
- (キ) 応募者の概要がわかる資料（法人のパンフレット等）
- (ク) 企画提案書の非開示願（様式6、必要な方のみ）

イ 提出部数

上記(ア)から(オ)は10部、上記(カ)から(ク)は1部

ウ 提出期限

令和8年3月11日（水）午後5時（必着）

エ 提出場所

〒440-8515 豊橋市八町通5丁目4
愛知県東三河総局企画調整部企画調整課調整グループ宛

オ 企画提案書の作成上の注意

- ・ 要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。
- ・ 提出された企画提案書は返却しません。
- ・ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- ・ 企画提案書について情報公開請求があった場合は、応募者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断します。

（4）応募に関する質問

応募に関して質問がある場合は、別紙「応募に関する質問」により、令和8年2月27日（金）午後5時までに、愛知県東三河総局企画調整部企画調整課宛て電子メール（higashimikawa@pref.aichi.lg.jp）により、提出してください。

質問に対する回答は、令和8年3月3日（火）までに、質問者及び説明会参加者へ電子メールで通知します。

※タイトルは、「eスポーツを活用した誘客促進・魅力発信事業に関する質問」としてください。

5 受託候補者の選定について

（1）審査方法

提出された企画提案書について、形式審査を行った後、県が設置する選定委員会において、審査基準に基づき審査を行い、最も優れた応募者を受託候補者として選定します。

ただし、応募者が3者以上の場合は、選定委員会での審査に先立ち、書面による1次審査を行います。（選定委員会と同様の基準にて審査）

選定委員会における審査は、提案者によるプレゼンテーション及び企画提案書

による書面審査により行います。ただし、状況により書面審査のみとなる場合があります。

※プレゼンテーションは、企画提案書のみで行い、1者15分程度、終了後に質疑応答を10分程度行います。

※プレゼンテーションの詳細（日時、場所等）は後日連絡します。

※書面審査のみとなった場合、書面による質疑応答を行う場合があります。

（2）審査基準

選定委員会で以下の項目などについて評価し、総合的な審査を行います。

【業務遂行能力】

① 事業実施の基本的な運営方針

- ①-1 事業の趣旨を十分に理解しているか。
- ①-2 提案された内容や手法、スケジュールは具体的かつ適切であるか。
- ①-3 業務の遂行に必要なスキル、ノウハウ、専門的知見、経験があるか。
- ①-4 業務の円滑な遂行に必要な体制が整っているか。
- ①-5 本業務と類似する業務の実績を有しているか。

② 概算費用

- ②-1 事業内容に対して経費見積が妥当な金額となっているか。

【企画提案能力】

① eスポーツイベントの企画・運営

- ①-1 イベント内容は、会場や開催時期、開催形式、採用タイトルの選定理由などが適切であり、ターゲット層を中心として多くの誘客が見込める内容となっているか。
- ①-2 招聘するインフルエンサー及びMCの選定が適切であるか。
- ①-3 東三河地域の魅力が十分に発信できるよう、大会における賞品等の設定を始め、地元企業等との連携・協力に向けた仕掛けや工夫がなされているかどうか。
- ①-4 広報について、ターゲット層への発信方法や、ウェブサイト等の活用方針が適切であり、東三河地域以外からも集客が期待されるものとなっているか。

② eスポーツ魅力体感セミナーの企画・運営

- ②-1 セミナー内容は、eスポーツの認知度・理解度の向上を図り、アジア競技大会の機運醸成にもつながることが期待できるものであるか。
- ②-2 想定する会場や、講師・MCの選定が適切であるか。
- ②-3 eスポーツイベントとの相乗効果が期待できるものであるか。

③ その他

- ③-1 その他効果的と認められる独自の提案が見られるか。

【社会的価値の実現に資する取組】

- ① 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）に基づく評価

（3）選定結果の通知

選定結果については、全ての応募者に対して郵送又は電子メールにより通知します。

（4）その他

選定委員会は非公開です。審査の経過等に関する問合せには応じません。

6 スケジュール（予定）

令和8年2月19日（木）	企画提案募集開始
2月25日（水）	事業者説明会
2月27日（金）	応募に関する質問期限
3月3日（火）	質問に対する東三河総局回答期限
3月11日（水）	企画提案書提出期限
3月中下旬	選定委員会による審査、受託事業者決定
4月上旬	委託契約
令和8年12月28日（月）	実績報告書の提出

7 注意事項

- （1） 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- （2） 提出書類の作成及び提出、説明会の出席に必要な経費については、各応募者の負担とします。
- （3） 受託後の企画提案書に記載された業務実施体制（総括責任者、業務担当者等）の変更は原則認めません。
- （4） 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可なく他に漏らしてはならないものとします（契約終了後も同様とする）。
- （5） 本事業の実施は、令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立を条件とします。
- （6） この要項に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は委託者が定めます。

8 お問い合わせ先

愛知県東三河総局企画調整部企画調整課調整グループ

電話：0532-35-6110（ダイヤルイン）

電子メール：higashimikawa@pref.aichi.lg.jp